

匝 瑳 市 消 防 委 員 会

日 時：令和2年10月29日（木）

午前10時から

場 所：市役所議会棟第3委員会室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 仮議長選出

5 議 事

(1) 委員長の選出について

(2) 消防団の現状について（報告）

(ア) 組織について

(イ) 報酬、費用弁償について

(ウ) 消防車両、施設等について

(3) 消防団事業の実施状況及び実施計画について（報告）

(4) そ の 他

6 閉 会

匝 瑳 市 消 防 団 の 現 状

■組織について

現行の消防団組織は、消防団本部及び12分団で組織する。
 消防団員の定員は、匝瑳市消防団条例第3条の規定により694人と定められており、組織及び配置については、匝瑳市消防団規則第2条の規定により次のように定められている。

【全 体】

階級	団 長	副団長	本部付 (分団長)	分団長	副分団長	部長	班長	団員		合計
								基本	機能別	
定 数	1	4	8	12	15	41	82	522		685
実員数	1	4	7	12	15	41	82	483	11	656
定数との差	0	0	-1	0	0	0	0	-28		-29

[団本部]

階級 所 属	団 長	副団長	本部付 (分団長)	定数計	実員計	定数計 との差
	団本部	1	4	8	13	12

[分 団]

階級 所 属	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	定数計	実員計	内機能別 消防団員	定数計 との差
	中央分団	1	2	6	12	60	81	80	0
第1部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第2部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第5部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第6部	-	-	1	2	10	13	12	0	-1
匝瑳分団	1	1	3	6	36	47	47	5	0
第1部	-	-	1	2	12	15	15	2	0
第2部	-	-	1	2	12	15	15	0	0
第3部	-	-	1	2	12	15	15	3	0
豊栄分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
吉田分団	1	1	2	4	30	38	35	0	-3
第1部	-	-	1	2	15	18	15	0	-3
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0

所 属	階 級					定数計	実員計	内機能別 消防団員	定数計 との差
	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員				
飯高分団	1	1	2	4	30	38	33	0	-5
第1部	-	-	1	2	15	18	17	0	-1
第2部	-	-	1	2	15	18	14	0	-4
豊和分団	1	1	3	6	36	47	39	0	-8
第1部	-	-	1	2	12	15	15	0	0
第2部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
第3部	-	-	1	2	12	15	8	0	-7
椿海分団	1	1	4	8	40	54	50	1	-4
第1部	-	-	1	2	10	13	10	0	-3
第2部	-	-	1	2	10	13	12	1	-1
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
平和分団	1	1	4	8	40	54	51	2	-3
第1部	-	-	1	2	10	13	12	0	-1
第2部	-	-	1	2	10	13	11	1	-2
第3部	-	-	1	2	10	13	13	0	0
第4部	-	-	1	2	10	13	13	1	0
共興分団	1	1	2	4	30	38	38	0	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
須賀分団	1	1	2	4	30	38	38	3	0
第1部	-	-	1	2	15	18	18	2	0
第2部	-	-	1	2	15	18	18	1	0
野田分団	1	2	6	12	90	111	111	0	0
第1部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第2部	-	-	1	2	17	20	20	0	0
第3部	-	-	1	2	16	19	19	0	0
第4部	-	-	1	2	15	18	18	0	0
第5部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第6部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
栄分団	1	2	5	10	70	88	84	0	-4
第1部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
第2部	-	-	1	2	12	15	14	0	-1
第3部	-	-	1	2	16	19	17	0	-2
第4部	-	-	1	2	14	17	17	0	0
第5部	-	-	1	2	16	19	19	0	0
合 計	12	15	41	82	522	672	644	11	-28

■報酬、費用弁償について

匝瑳市消防団条例第14条の規定により次のように定められてる。

(報酬及び費用弁償)

- 第14条 団員に対して、別表第1に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。
- 2 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。支給する旅費の額及び支給方法は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第47号）の例による。この場合において、同条例中、団長、副団長及び分団長については7級の職務にある者、その他の団員については4級の職務にある者とみなす。
- 3 前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。
- 4 報酬及び前項の費用弁償は、年4回に分けて、6月、9月、12月及び3月に支給する。

別表第1

階級名	報酬年額
団長	105,000 円
副団長	71,000 円
分団長	56,000 円
副分団長	38,000 円
部長	32,000 円
班長	24,000 円
団員	20,000 円
	ただし、機能別消防団員は、8,000 円

別表第2

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000 円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000 円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200 円以内

■消防車両について

初度登録年月日から起算して20年を経過した車両から更新を計画する。原則として現状配備している車両と同種別の車両に更新する。なお、水槽付車両を各分団に確保するように配備する。(特別な事情がある場合はこの限りではない。)

匠瑛市消防団配備車両・ポンプ一覧

令和2年10月1日現在

項目 所属	種別	水槽	車 両						ポンプ 製作所
			登録番号 (千葉)	車種	登録年月日	車検満了日	燃料	総重量	
団本部	指令車		800 せ 3572	日産 エクストレイル	H19.2.22	R3.2.21	ガ	—	—
中央分団	第1部	ポンプ自動車	804 ね 1	日野 デュトロ	H21.1.29	R3.2.2	軽	4,730kg	モリタ
	第2部	ポンプ自動車	800 リ 2	トヨタ ダイナ	H24.2.23	R4.4.22	軽	4,600kg	ナカムラ 消防化学
	第3部	ポンプ自動車	800 ろ 3	日野 デュトロ	H25.1.25	R3.1.24	軽	4,530kg	モリタ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 ひ 4	日野 デュトロ	H31.2.25	R3.2.24	軽	6,020kg	ナカムラ 消防化学
	第5部	小型動力ポンプ付積載車	800 み 5	日産 アトラス	H22.11.17	R2.11.16	ガ	2,910kg	トーハツ
	第6部	ポンプ自動車	830 て 2007	日野 デュトロ	H20.1.28	R4.1.27	軽	4,710kg	モリタ
匠瑛分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	831 む 119	日産 アトラス	H21.1.27	R3.3.1	ガ	2,910kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 す 1192	日産 アトラス	H22.11.17	R2.11.19	ガ	2,910kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:600ℓ)	○ 830 も 123	三菱 キャンター	H30.3.28	R4.3.27	軽	4,980kg	トーハツ
豊栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:900ℓ)	○ 830 さ 1041	いすゞ エルフ	R2.3.30	R4.3.29	軽	4,990kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 さ 1043	日産 アトラス	H24.2.23	R4.3.8	ガ	2,910kg	トーハツ
吉田分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	830 ぬ 911	日産 アトラス	H30.2.22	R4.2.21	ガ	2,920kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4944	日産 アトラス	H11.12.10	R3.12.9	軽	5,070kg	富士重工
飯高分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 8851	日産 アトラス	H12.12.15	R2.12.18	軽	5,050kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	831 ゆ 119	日産 アトラス	H21.12.11	R3.12.10	ガ	2,910kg	トーハツ
豊和分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:660ℓ)	○ 800 そ 4281	日野 デュトロ	H31.2.27	R3.2.26	軽	4,790kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 そ 1048	三菱 キャンター	H20.1.30	R4.4.8	軽	4,950kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 そ 2547	日産 アトラス	H29.2.21	R3.2.21	ガ	2,980kg	トーハツ

項目 所属	種 別	水 槽	車 両					ポン プ 製 作 所	
			登録番号 (千葉)	車 種	登録年月日	車検満了日	燃 料		総重量
樺海分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 9250	日産 アトラス	H25.1.28	R3.3.16	ガ	2,870kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4945	日産 アトラス	H11.12.10	R3.12.27	軽	5,070kg	富士重工
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 そ 3435	日産 アトラス	H30.2.22	R4.2.21	ガ	2,920kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 7274	日産 アトラス	H22.11.17	R2.11.17	ガ	2,910kg	トーハツ
平和分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	805 の 1	日産 アトラス	H25.1.28	R3.1.31	ガ	2,870kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	801 な 2	日産 アトラス	H29.2.21	R3.2.20	ガ	3,010kg	トーハツ
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	800 み 3	日産 アトラス	H21.12.11	R3.12.15	ガ	2,910kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 1655	日産 アトラス	H10.12.11	R2.12.27	軽	5,070kg	富士重工
共興分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 8850	日産 アトラス	H12.12.15	R2.12.25	軽	5,050kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	800 せ 6410	日産 アトラス	H21.12.11	R3.12.16	ガ	2,910kg	トーハツ
須賀分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 800 さ 4946	日産 アトラス	H11.12.10	R4.2.25	軽	5,070kg	富士重工
	第2部	小型動力ポンプ付積載車	830 ら 2	日産 アトラス	H24.2.23	R4.2.25	ガ	2,910kg	トーハツ
野田分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	830 ち 101	日産 アトラス	H22.11.17	R2.11.16	ガ	2,910kg	トーハツ
	第2部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 そ 102	日野 デュトロ	H29.3.13	R3.3.12	軽	5,860kg	ナカムラ 消防化学
	第3部	小型動力ポンプ付積載車	830 ち 103	日産 アトラス	H24.1.19	R4.1.18	ガ	2,960kg	トーハツ
	第4部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 な 21	三菱 キャンター	H20.1.30	R4.1.30	軽	4,950kg	トーハツ
	第5部	ポンプ自動車	801 と 5	いすゞ エルフ	R2.2.28	R4.2.27	軽	4,920kg	ナカムラ 消防化学
	第6部	小型動力ポンプ付積載車	801 て 1111	日産 アトラス	H25.1.28	R3.2.1	ガ	2,910kg	トーハツ
栄分団	第1部	小型動力ポンプ付積載車	830 さ 3001	日産 アトラス	H21.1.27	R3.1.26	ガ	2,910kg	トーハツ
	第2部	小型動力ポンプ付積載車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 さ 3002	三菱 キャンター	H20.1.9	R4.1.12	軽	4,980kg	トーハツ
	第3部	ポンプ自動車	800 さ 6001	三菱 キャンター	H12.3.22	R4.4.17	軽	4,390kg	島山ポンプ
	第4部	ポンプ自動車 (水槽付:1,000ℓ)	○ 830 な 44	日野 デュトロ	H31.2.26	R3.2.25	軽	6,040kg	ナカムラ 消防化学
	第5部	ポンプ自動車	800 さ 1789	三菱 キャンター	H10.12.24	R3.12.5	軽	4,360kg	日本ドライ

指 令 車 1台
ポン 浦 自 動 車 10台 (うち水槽付 3台)
小型動力ポンプ付積載車 31台 (うち水槽付12台) 合計 42台 (3.5t以上 22台)

匝瑳市消防団員準中型自動車運転免許等取得費補助金交付要綱の概要について

1 事業の目的・概要

平成29年の道路交通法改正に伴い、普通免許で運転できる自動車の車両総重量が3.5トン未満となった。(下図参照)

本市消防団に配備された消防車両42台の内、総重量3.5トン以上の車両が22台(ポンプ自動車10台・小型動力ポンプ付積載車12台)あり、準中型自動車免許等の取得に要する経費の一部を補助することにより、消防団員の確保及び円滑な消防活動の推進を目的とする。

車両総重量 免許取得日	~3,500kg	~5,000kg	~7,500kg	~8,000kg	~11,000kg	11,001kg~
H19.6.1まで	① 普通免許(8t限定中型免許)				大型免許	
H19.6.2 ~ H29.3.11	② 普通免許 (5t限定準中型免許)		④ 限定解除	中型免許		大型免許
H29.3.12~	③ 普通免許	準中型免許		中型免許		大型免許

① H19.6.1までに普通免許を取得した者は、8,000kg未満までの自動車の運転が可能

② H19.6.2~H29.3.11の間に普通免許を取得した者は、5,000kg未満までの自動車の運転が可能

③ H29.3.12以降に普通免許を取得した者は、3,500kg未満までの自動車の運転が可能

④ ②の免許保持者で、限定を解除すれば7,500kg未満までの自動車の運転が可能

2 事業の内容

(1) 補助金の交付対象者

消防団員の内、次の要件の全てに該当する者を対象とする。

ア 車両総重量が3.5トン以上の車両を運転する資格を有しない消防団員(上図

③ ※運転免許を有しないものを含む)又は5t限定準中型免許保持者(上図②)。

イ 消防団長が推薦する消防団員。

ウ 指定自動車教習所を卒業し、当該年度内に準中型免許若しくは中型免許を取得しようとする団員。

エ 補助金の交付を受けた日から、5年以上団員として活動する意思があること

(2) 補助金の対象経費

免許等の取得に要する経費の内、次に該当する経費を対象とする。

ア 自動車教習所の入所に要する経費

イ 自動車の運転に関する技能及び知識の教習(正規の教習時間に係るものに限る。)に要する経費

ウ 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

(3) 補助額

補助金の額は、対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、団員1人当たり

10万円を限度とする。

■消防施設等について

消防施設等の整備については、各分団へ消防施設要望調査を実施し、計画的に整備する。

消防機庫・ホース乾燥塔一覧

令和2年10月1日現在

分団別	区分	管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
中央分団	第1部	仲町、砂原	○	○	
	第2部	上出羽、下出羽	○	○	
	第3部	田町、西本町、若潮町	○	○	
	第4部	万町、東本町、福富町、横町	○	○	
	第5部	籠部田、富谷、下富谷	○	○	
	第6部	米倉、米倉新町	○	○	
匝瑳分団	第1部	生尾、山桑、宮本	○	○	
	第2部	松山、中台	○	○	
	第3部	長岡、堀之内、宮和田	○	○	
豊栄分団	第1部	貝塚、飯倉新田、通町、時曾根、幸田南外、池端、台谷、中貫、西之内、雇用促進、団地	○	○	統合機庫
	第2部	新、木積、田久保、青葉谷、久方、亀崎、富岡、牛岡			
吉田分団	第1部	住方、谷、江川、蒲野	○	○	統合機庫
	第2部	新町、栄、城新田、八辺、入山崎、南山崎、南神崎			
飯高分団	第1部	仲台、公崎、城下、小高	○	○	統合機庫
	第2部	片子、大堀、安久山、金原			
豊和分団	第1部	飯塚	○	○	
	第2部	大寺	○	○	
	第3部	内山	○	○	
椿海分団	第1部	仲新久、向新久、宿、青葉町、五正部、天神、八重崎、仲見江、ユウキ住宅	○	○	
	第2部	柳田、東柳田、2班、3組、東八丁歩、学校前、二條、分野、新興分野、瀬戸谷、廿一町、蓮入、椿団地、椿シティ	○	○	
	第3部	仲町、押角、寄島、東町、舟戸町、四軒町、沖北、沖南、学園台	○	○	
	第4部	日之出町、栄町、県営住宅、水神町、緑町	○	×	

分団別	区分	管轄区域	消防機庫 (詰所)	ホース 乾燥塔	備考
平和分団	第1部	川向、安巻、萩曾根、郷内示、御門、仲才、山里、藤四郎野	○	○	
	第2部	靱内、大街道、東原、西原、荒匂、高野、萩野	○	○	
	第3部	東谷	○	○	
	第4部	上谷、下谷、すみれ団地、上平、新宿	○	○	
共興分団	第1部	吉崎、長谷	○	○	
	第2部	西小笹、東小笹、登戸	○	○	
須賀分団	第1部	横須賀、高	○	○	統合機庫
	第2部	蕪里、高野			
野田分団	第1部	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、内裏丘	○	○	
	第2部	大坪、上の馬場、御城、古町、宮前、西宿、新生、松山、丸の内	○	○	
	第3部	釜前、野手浜	○	○	
	第4部	今泉丘	○	○	
	第5部	今泉浜	○	○	
	第6部	新堀丘浜	○	○	
栄分団	第1部	川辺上方	○	○	
	第2部	堀川丘	○	○	
	第3部	中郷、新田、和田、高松、川辺浜	○	○	
	第4部	栢田丘	○	○	
	第5部	栢田浜、堀川浜	○	○	
合 計			37	36	

消防機庫の設置状況(トイレ・水道・建築年・戸別受信機)

令和2年10月1日時点

消防機庫	所在地	トイレ	水道	建築年度	戸別受信機設置年	備考
1 中央1	八日市場イ2626番地6	×	上水道	平成2年	平成22年	令和2年度建替え
2 中央2	八日市場イ200番地2	×	上水道	平成28年	平成28年	「匝りの里」のトイレ使用
3 中央3	八日市場イ2499番地	×	井戸	平成6年	平成22年	
4 中央4	八日市場イ2917番地2	○	井戸	昭和61年	平成22年	ポケットパーク
5 中央5	八日市場ハ672番地2	○	井戸	平成14年	平成22年	
6 中央6	八日市場ホ451番地4	×	井戸	昭和61年	平成22年	
7 匠瑳1	山桑498番地2	×	井戸	昭和56年	平成22年	
8 匠瑳2	松山1127番地4	×	×	平成5年	平成22年	
9 匠瑳3	堀ノ内354番地2	○	上水道	平成14年	平成22年	
10 豊栄1 豊栄2	飯倉2145番地9	○	上水道	平成15年	平成22年	統合機庫
11 吉田1 吉田2	吉田4010番地1	○	上水道	平成11年	平成22年	統合機庫
12 飯高1 飯高2	飯高1706番地	○	上水道	平成12年	平成22年	統合機庫
13 豊和1	飯塚1094番地	×	井戸	平成9年	平成22年	
14 豊和2	大寺1481番地1 他	×	上水道・井戸	平成30年	平成22年	
15 豊和3	内山911番地	×	井戸	昭和62年	平成22年	
16 椿海1	椿1706番地6 外2筆	○	井戸	平成13年	平成22年	
17 椿海2	春海51番地2	○	井戸	平成12年	平成22年	
18 椿海3	春海565番地1	×	井戸	平成3年	平成22年	
19 椿海4	椿1268番地2	×	井戸	平成4年	平成22年	
20 平和1	平木113番地	×	井戸	平成3年	平成22年	
21 平和2	平木2022番地	○	上水道	平成21年	平成22年	
22 平和3	東谷499番地	×	井戸	昭和54年	平成22年	令和2年度建替え
23 平和4	上谷中2252番地1	×	×	昭和56年	平成22年	
24 共興1	吉崎92番地3	×	上水道	平成16年	平成22年	
25 共興2	東小笹353番地3	×	井戸	平成10年	平成22年	
26 須賀1 須賀2	高787番地1	○	上水道	平成13年	平成22年	統合機庫
27 野田1	野手5741番地	○	上水道	平成23年	平成23年	
28 野田2	野手1283番地4	×	井戸	昭和63年	平成22年	
29 野田3	野手17146番地2432	×	井戸	平成元年	平成22年	
30 野田4	今泉6756番地	×	井戸	平成2年	平成22年	
31 野田5	今泉8571番地2	○	井戸	平成4年	平成22年	
32 野田6	新堀2159番地7	○	上水道	平成29年	平成29年	
33 栄1	川辺2887番地1	×	井戸	平成7年	平成22年	
34 栄2	堀川4100番地	×	井戸	昭和54年	平成22年	
35 栄3	堀川6376番地5	×	井戸	昭和53年	平成22年	
36 栄4	栢田8152番地2	×	井戸	平成元年	平成22年	
37 栄5	堀川6693番地88	×	井戸	平成4年	平成22年	

令和元年度匝瑛市消防団主要事業実績報告

月 日	事業種別	場 所	内 容
平成31年 4月13日(土)	消防団役員総会	市民ふれあいセンター	次の議題について協議 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度匝瑛市消防団事業実績について(報告) ・平成31年度匝瑛市消防団事業計画について ・平成31年度消防団関係予算の執行方針について ・匝瑛市消防団教養・規律訓練について ・匝瑛市消防操法大会出場部関係及び消防操法訓練について
令和元年 5月12日(日)	教養・規律訓練	市民ふれあいセンター 市役所北側駐車場	全団員を対象とした教養規律訓練を実施し、団員の資質向上と団組織の充実を図った。 参加団員数：423名
	消防団幹部役員会	市役所議会棟2回 第2委員会室	次の議題について協議 <ul style="list-style-type: none"> ・第13回市消防操法大会の開催について ・第59回海匝支部消防操法大会について ほか
5月1日(水) ～31日(金)	分団部別 消防操法訓練	市営グラウンド 支所南・北駐車場 生涯学習・福祉センター駐車場 チューリップ広場駐車場	ポンプ自動車・小型ポンプの基本操法訓練により、団員の資質向上と消防団活動の活性化を図った。
6月2日(日)	第13回 市消防操法大会	市役所南側駐車場	団員の操法技術の向上と士気高揚を図った。 <input type="checkbox"/> ポンプ車操法の部(10ヶ部) 最優秀賞 中央分団第4部 優秀賞 野田分団第2部 <input type="checkbox"/> 小型ポンプ操法の部(15ヶ部) 最優秀賞 飯高分団第1部 優秀賞 共興分団第2部
6月22日(土)	海匝支部消防操法大会 現地訓練	匝瑛市役所北側駐車場	
6月30日(日)	第59回海匝支部 消防操法大会	匝瑛市役所北側駐車場	市消防操法大会の最優秀賞及び優秀賞受賞部を派遣した。 <input type="checkbox"/> ポンプ車操法の部(5ヶ部) 最優秀賞 野田分団第2部 優秀賞 中央分団第4部 <input type="checkbox"/> 小型ポンプ操法の部(5ヶ部) 優秀賞 共興分団第2部 優良賞 飯高分団第1部

月 日	事業種別	場 所	内 容
7月27日(土)	第55回 千葉県消防操法大会	千葉県消防学校 (市原市菊間783-1)	海匠支部消防操法大会の最優秀賞受賞部を派遣 ポンプ車操法の部(12ヶ部) 努力賞(5位) 野田分団第2部
8月17日(土)	第2回 消防団幹部役員会	市役所議会棟2階 第2委員会室	次の議題について協議 ・消防定例表彰について ・市総合防災訓練への参加について ・消防施設要望調査について ・実戦操法訓練の実施について ほか
9月29日(日)	市総合防災訓練	市内一円	台風第15号の影響により中止
11月3日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした実戦操法による習熟訓練を実施。 参加団員数：436名
12月7日(土)	第3回 消防団幹部役員会	市役所議会棟2階 第2委員会室	次の議題について協議 ・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・近隣市町消防出初式参列について ・飯高寺火災防衛訓練の実施について ほか
12月15日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	消防出初式に係る予行演習の実施
12月28日(土) ～31日(火)	歳末特別警戒	市内一円	歳末特別警戒(夜警)及び機械器具点検の実施。 市長巡視：28日(土) 参加団員数：延べ1,248名
令和2年 1月11日(土)	匝瑳市消防出初式	市役所南側駐車場	消防出初式を挙行し、107名を表彰するとともに、消防職団員の士気高揚を図った。 参加団員数：411名
1月13日(月)	多古町消防団出初式	多古町文化 コミュニティプラザ	多古町の消防団出初式に参列
1月18日(土)	飯高寺火災防衛訓練	飯高寺及び周辺地域	雨天のため中止
1月19日(日)	横芝光町消防出初式	横芝光町立東陽小学校 運動場	近隣市町の消防出初式に参列
	銚子市消防出初式	銚子市体育館前駐車場	
2月8日(土)	第4回 消防団幹部役員会	市役所議会棟2階 第2委員会室	次の議題について協議 ・令和2年度消防団主要事業計画について ・令和2年度消防団員名簿の作成について ・第70回千葉県消防大会について ・消防団役員の改選について ほか
3月24日(火)	第70回 千葉県消防大会	青葉の森公園 芸術文化ホール (千葉市)	新型コロナウイルス感染症の影響により中止 被表彰者 消防団員 10名 配偶者功労 6名

令和2年度匝瑳市消防団事業計画 ※赤字は中止事業

月 日	事業種別	場 所	内 容
令和2年 4月11日(土)	幹部役員辞令交付式 消防団役員総会	市民ふれあいセンター	幹部役員への辞令交付 ・令和元年度事業実績 ・令和2年度事業計画 ・令和2年度予算執行方針 ほか
4月26日(日) [雨天決行]	教養・規律訓練 消防団幹部役員会	市民ふれあいセンター 市役所北側駐車場 市民ふれあいセンター	全団員を対象とした教養講習及び合同演習の実施 ・第14回匝瑳市消防操法大会の開催について ・第60回海匝支部消防操法大会について ほか
4月22日(水) 5月22日(金)	分団部別消防操法訓練	市営グラウンド 支所南・北駐車場 生涯学習・福祉センター駐車場 チューリップ広場駐車場	ポンプ自動車・小型ポンプの基本操法訓練
5月24日(日) [荒天中止]	第14回 市消防操法大会	市役所南側駐車場	・ポンプ車操法の部 (10ヶ部) ・小型ポンプ操法の部 (16ヶ部) ※最優秀賞及び優秀賞受賞部は、海匝支部消防操法大会へ出場
6月6日(土) [雨天決行]	海匝支部消防操法大会 現地訓練	匝瑳市役所北側駐車場	3市の海匝大会出場部による現地訓練
6月14日(日) [荒天中止]	第60回 海匝支部 消防操法大会	匝瑳市役所北側駐車場	市大会最優秀賞及び優秀賞受賞部 ・ポンプ車操法の部 2ヶ部 ・小型ポンプ操法の部 2ヶ部 を派遣 ※最優秀賞部隊は、千葉県消防操法大会へ出場
7月11日(土) [雨天延期] 7月18日(土)	第56回 千葉県消防操法大会	千葉県消防学校 (市原市菊間783-1)	海匝大会最優秀賞受賞部を派遣
8月22日(土)	第1回 消防団幹部役員会	市民ふれあいセンター	・消防定例表彰について ・消防水利一斉点検の実施について ほか
9月27日(日)	市総合防災訓練	市内一円	市総合防災訓練への参加
10月16日(金)	全国消防操法大会	千葉県消防学校	・ポンプ車操法の部 ・小型ポンプ操法の部
10月18日(日)	チェーンソー 取扱講習会	市民ふれあいセンター	チェーンソー使用時の危険防止のため、チェーンソーの適切な取扱方法を学ぶ。
11月1日(日)	実戦操法訓練	市役所北側駐車場	全41部隊を対象とした 実戦操法による習熟訓練の実施

月 日	事業種別	場 所	内 容
11月1日(日)	消防水利一斉点検	各分団管轄区域	各分団管轄区域において、防火水槽・消火栓などの消防水利の点検を行う。
12月5日(土)	第2回 消防団幹部役員会	市民ふれあいセンター	・歳末特別警戒の実施について ・消防出初式の挙行について ・飯高寺火災防御訓練の実施について ほか
12月20日(日)	消防出初式演習	八日市場ドーム	消防出初式に係る予行演習の実施
12月28日(月) ～31日(木)	歳末特別警戒	市内一円	歳末特別警戒(夜警)及び機械器具点検の実施 ・市長巡視は、28日(月)を予定
令和3年 1月9日(土)	匝瑳市消防出初式	市民ふれあいセンター	消防出初式の挙行(表彰のみ)
1月中旬	近隣市町消防出初式	各市町消防出初式会場	近隣市町の消防出初式に参列
1月下旬	飯高寺火災防御訓練	飯高寺及び周辺地域	国の重要文化財「飯高寺」における火災等の災害発生時における初動体制の確立を図るとともに、円滑な各消防部隊の火災延焼防止活動を総合的に実施
2月中旬	第3回 消防団幹部役員会	未 定	・令和2年度主要事業実績及び 令和3年度主要事業計画(案)について ・令和3年度消防団員名簿の作成について ・第71回千葉県消防大会について ほか
2月下旬 →令和3年度 に延期	役員視察研修	未 定	役員視察研修の実施
3月1日	第71回 千葉県消防大会	千葉市内	千葉県消防大会に参列

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、計画していた行事は、日程が変更することや、中止となることもあります。

○匝瑳市消防委員会条例

平成18年1月23日

条例第130号

(設置)

第1条 市は、消防の充実発展に資し、もって消防行政の円滑な運営を図るため、匝瑳市消防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、消防団員の服務、待遇、消防施設の改善その他消防に関する重要事項について、市長の諮問に答え、又は市長に建議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 消防関係者 3人
- (3) 学識経験者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により市長が委嘱した委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長が議長となる。

- 2 前項に掲げるもののほか、委員総数の3分の2以上の者から委員会に付議すべき事件を付して要求があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。
- 3 会議の招集については、その日時、場所及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、同一事件について再度招集してもなお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○匝瑛市消防団条例

平成18年1月23日

条例第131号

改正 平成18年6月27日条例第153号

平成18年9月20日条例第160号

平成24年3月27日条例第14号

平成28年6月23日条例第21号

令和元年9月27日条例第8号

令和元年12月24日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置)

第2条 匝瑛市に消防団を設置し、その名称及び区域は、次のとおりとする。

名称	区域
匝瑛市消防団	匝瑛市全域

(定員)

第3条 団員の定数は、694人とする。

(団員の種別)

第4条 団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の全ての団員をいう。

3 機能別消防団員は、規則で定める職務に従事する団員をいう。

(任命)

第5条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が任命し、団長以外の基本消防団員は、次に掲げる要件の全てを満たす者のうちから市長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 匝瑳市の区域内に居住する者
- (2) 18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 機能別消防団員は、前項各号に掲げる要件の全てを満たす者であって、市の団員を退職したもの又は団員としての必要な知識及び経験を有すると団長が認めるもののうちから市長の承認を得て団長が任命する。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第7条 市長又は団長（以下「任命権者」という。）は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

(懲戒)

第8条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(分限等の手続)

第9条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第10条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第11条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。

2 特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第12条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第13条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬及び費用弁償)

第14条 団員に対して、別表第1に掲げる額の報酬を支給する。ただし、新任者にはその翌月分から、退職者又は死亡者にはその月分までそれぞれ月割計算により支給する。

2 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。支給する旅費の額及び支給方法は、匝瑳市職員等の旅費に関する条例(平成18年匝瑳市条例第47号)の例による。この場合において、同条例中、団長、副団長及び分団長については7級の職務にある者、その他の団員については4級の職務にある者とみなす。

3 前項に規定する場合を除き、団員には、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

4 報酬及び前項の費用弁償は、年4回に分けて、6月、9月、12月及び3月に支給する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の八日市場市消防団条例（平成11年八日市場市条例第15号）又は野栄町消防団条例（昭和29年野栄町条例第17号。以下「合併前の野栄町条例」という。）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第3条の規定にかかわらず、施行日から平成18年3月31日までの間の団員の定数は719人とし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の団員の定数は706人とする。
- 4 合併前の野栄町条例に基づく野栄町の団員の報酬については、施行日から平成18年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年6月27日条例第153号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の匝瑳市証人等に対する実費弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、第4条の規定による改正後の匝瑳市職員等の旅費に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の匝瑳市消防団条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の匝瑳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の匝瑳市証人等に対する実費弁償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の匝瑳市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定、第4条

の規定による改正後の匝瑳市職員等の旅費に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の匝瑳市消防団条例の規定は、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）以後に出発する旅行から適用し、適用日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月20日条例第160号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第14号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和元年9月27日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日条例第14号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の匝瑳市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第2条の規定による改正後の匝瑳市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の匝瑳市職員等の旅費に関する条例、第4条の規定による改正後の匝瑳市消防団条例及び第5条の規定による改正後の匝瑳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、令和元年12月14日から適用する。

別表第1（第14条関係）

階級名	報酬年額
団長	105,000円
副団長	71,000円
分団長	56,000円
副分団長	38,000円
部長	32,000円

班長	24,000円
団員	20,000円

ただし、機能別消防団員は、8,000円

別表第2（第14条関係）

支給対象	支給額
教養訓練その他の訓練に参加した団員	1回につき 1,000円以内
火災予防又は風水害等の警戒に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000円以内
災害現場に出動し、業務に従事した団員	1回につき 1,000円以内
ポンプ点検整備に従事した団員	1回につき 200円以内

○匝瑳市消防団規則

平成18年1月23日

規則第157号

改正 平成18年9月20日規則第200号

平成21年3月17日規則第3号

平成26年3月25日規則第12号

平成27年3月26日規則第10号

平成27年7月24日規則第35号

令和元年9月27日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項、第23条第2項並びに匝瑳市消防団条例（平成18年匝瑳市条例第131号。以下「条例」という。）第4条、第9条及び第15条の規定に基づき、匝瑳市消防団（以下「消防団」という。）の組織及び条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び配置)

第2条 消防団に、団本部（以下「本部」という。）及び分団を置く。

2 分団に部を置く。

3 消防団の組織、消防団員の配置及び担当区域は、別表のとおりとする。

(階級)

第3条 消防団員の階級は、消防団員の階級の基準（昭和39年消防庁告示第5号）による。

2 次の表の左欄に掲げる職名にある者の階級は、同表の右欄に定める階級とする。

職名	階級
団長	団長
副団長	副団長
本部付	分団長
分団長	分団長

副分団長	副分団長
部長	部長
班長	班長
団員	団員
機能別消防団員	団員

(本部)

第4条 本部に、消防団長（以下「団長」という。）、副団長及び本部付を置く。

- 2 団長は、消防団の事務を統括し、所属団員を指揮監督する。
- 3 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、団長の定める順序に従い、その職務を代理する。
- 4 本部付は、団長の命を受け消防団の運営等に当たる。
- 5 団長、副団長及び本部付の任期は、2年とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 団長、副団長及び本部付は、再任することができる。

(分団及び部)

第5条 分団に分団長及び副分団長を、部に部長、班長及び団員を置く。ただし、団員について、別表に定める各分団ごとの団員定数が満たされない場合は、当該団員定数から実団員数を差し引いて得た人数の機能別消防団員を置くものとする。

- 2 分団長は、上司の命を受け分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。
- 5 分団長及び副分団長の任期は、2年とする。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 分団長及び副分団長は、再任することができる。

(機能別消防団員の職務)

第6条 条例第4条第3項に規定する規則で定める機能別消防団員の職務は、原則として、日中（午前8時から午後6時までの間をいう。以下この条において同じ。）の水火災その他の災害において、上司の命を受け分担事務を処理するものとする。ただし、団長が必要と認める場合は、日中以外においても当該職務に従事するものとする。

（幹部役員会）

第7条 幹部役員会は、団長、副団長、本部付及び分団長で組織し、消防団の適正かつ円滑な運営を図るため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 毎事業年度の事業計画に関すること。
- (2) 各種消防団事業の運営に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防団の運営について必要な事項に関すること。

2 幹部役員会の会議は、団長が招集し、団長が議長となる。

（宣誓）

第8条 消防団員は、その任命後、宣誓書（別記様式）に署名しなければならない。

（分限及び懲戒の手続）

第9条 市長又は団長（以下「任命権者」という。）は、条例第7条第2号の規定に該当する者として降任又は免職する場合には、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 消防団員の降任、停職又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

（災害出場）

第10条 消防車が水火災その他の災害現場（以下「災害現場」という。）に出場するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に従うとともに、正当な交通を維持するために警戒信号としてサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限るものとする。その他消防関係車両についても、これに準じて出場するものとする。

第11条 災害出場する場合に消防車に乗車する責任者は、次に掲げる事項を遵

守しなければならない。

- (1) 機関担当員の隣接に乗車すること。
- (2) 病院又は学校の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員及び消防職員以外は、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は、1列縦隊で安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほか、走行中他の消防車を追越ししないこと。

第12条 消防団は、匝瑳市横芝光町消防組合消防長（以下「消防長」という。）又は匝瑳市横芝光町消防組合匝瑳消防署長（以下「消防署長」という。）の命令がなければ、匝瑳市の区域外の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、匝瑳市の区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って匝瑳市の区域外と判明したときは、この限りでない。

（消火、水防等の活動）

第13条 災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

第14条 災害現場に出場した消防団は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 放水口数は最大限に使用し、消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害及び濡損を最小限度にとどめること。
- (3) 分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第15条 災害現場において死体を発見した場合は、責任者は消防長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第16条 放火の疑いがある場合は、責任者は次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに、消防長又は消防署長及び警察職員に通報すること。

- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

(文書簿冊)

第17条 消防団には、次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 設備資材台帳
- (4) 区域内全図
- (5) 地理及び水利の要覧
- (6) 金銭出納簿
- (7) 手当受払簿
- (8) 給与品及び貸与品の台帳
- (9) 諸令達簿
- (10) 消防法規及び例規綴
- (11) 雑書綴

(施設の整備及び点検)

第18条 消防施設は、部において定期的に整備点検を行い保全に努め、常時使用し得るように管理されていなければならない。

- 2 消防車及びポンプについては、月2回以上の運転点検を行うものとする。
- 3 施設の破損又は故障を生じたときは、市長の指示を受けるものとする。ただし、軽易なものについては、速やかに当該部で修理しなければならない。

(消火栓)

第19条 消火栓は、部において位置を明確にし、常に使用し得る状態に努めるものとする。

- 2 火災以外で消火栓を使用する場合は、事前に市長に連絡するものとする。

(表彰等)

第20条 市長は、分団、部又は基本消防団員がその任務遂行に当たって、その功労が抜群である場合は、これを表彰することができる。

2 前項の規定にかかわらず、部及び基本消防団員については、団長が表彰することができる。

第21条 市長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者又は団体に対して、感謝状を授与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 水火災現場における人命救助
- (3) 火災その他の災害時における消防団に対する協力
- (4) 消防施設強化拡充についての協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合
(訓練礼式)

第22条 消防団の訓練礼式は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）による。

2 団長は、消防団員の資質向上及び実施に役立つ技術の錬磨に努め、定期的に教養訓練を行わなければならない。

(服制)

第23条 消防団の服制は、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

(その他)

第24条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の八日市場市消防団規則（平成11年八日市場市規則第27号）又は野栄町消防団規則（昭和29年野栄町規則第3号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日から平成18年3月31日までの間に限り、別表中「

野栄第1分団	1	1	3	6	47	58	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、内裏丘大坪、上の馬場、御城、古町、宮前西宿、新生、松山丸の内、釜前、野手浜全域
--------	---	---	---	---	----	----	---

」とあるのは「

本部分団			1	2	10	13	旧野栄町の区域全域
野栄第1分団	1	1	3	6	47	58	大根畑、鯨橋、前古屋、高土内、後里、内裏丘大坪、上の馬場、御城、古町、宮前西宿、新生、松山丸の内、釜前、野手浜全域

」とする。

- 4 施行日から平成20年3月31日までの間に限り、第3条第1項中「及び本部付」とあるのは「、本部付及び本部員」と、同条第4項中「本部付」とあるのは「本部付及び本部員」と、同条第5項中「及び本部付」とあるのは「、本部付及び本部員」と、「2年」とあるのは「平成20年3月31日」と、第4条第5項中「2年」とあるのは「平成20年3月31日」と第5条第1項中「本部付及び分団長」とあるのは「本部付、分団長及び本部員」と、第20条第2項中「本部付の階級は、分団長」とあるのは「本部付の階級は分団長と、本部員の階級は副分団長」と、別表中「

副団長	本部付
3	7

」とあるのは「

副団長	本部付	本部員
6	7	9

」とする。

- 5 当分の間、消防団の服制は、第22条の規定にかかわらず、なお合併前の規則の例による。

附 則（平成18年9月20日規則第200号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月17日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月24日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月27日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

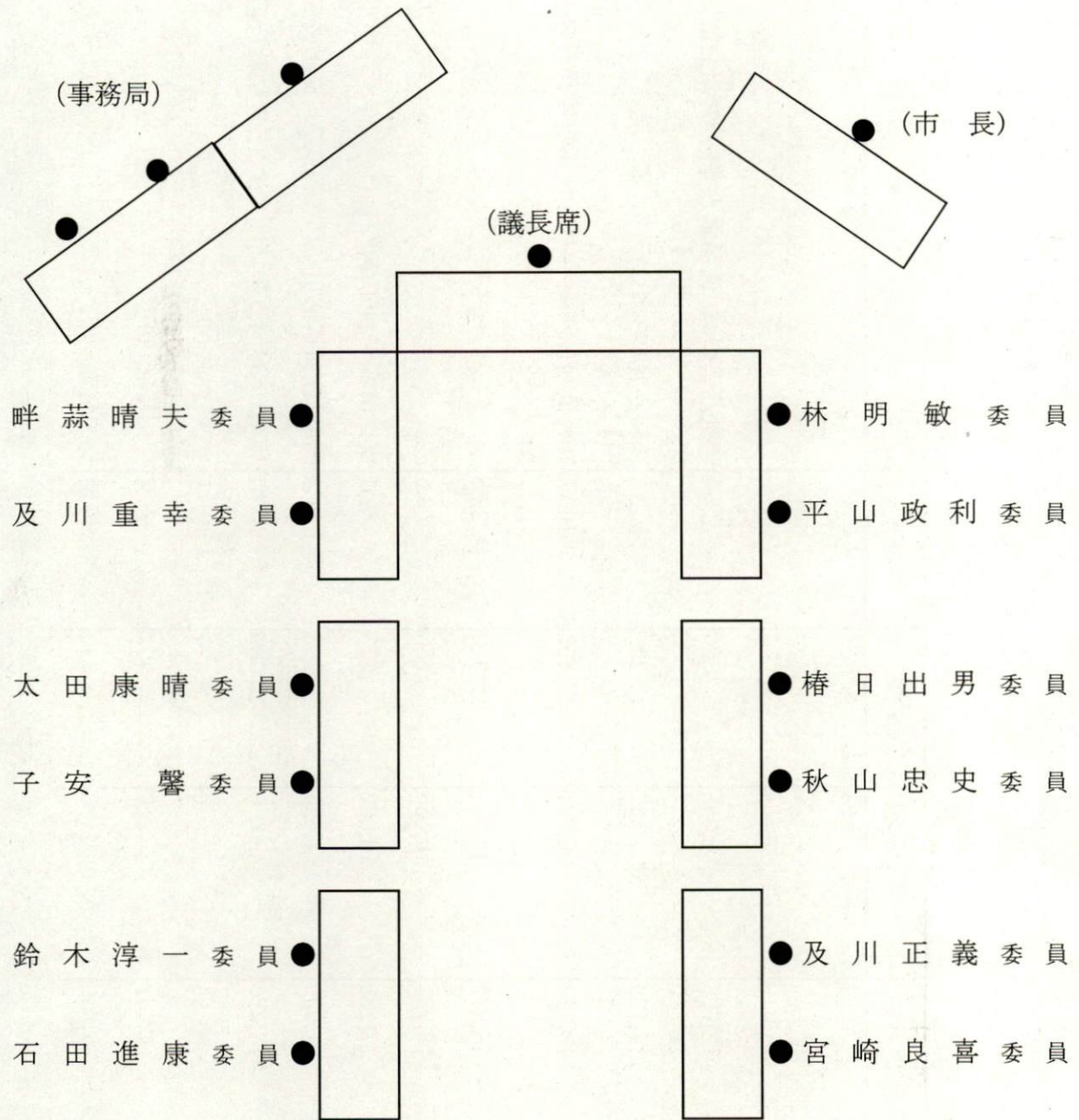
（本部）

名称	団長	副団長	本部付	計	担当区域
本部	1	4	8	13	匝瑳市の区域全域

（分団）

名称	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	担当区域
中央分団	1	2	6	12	60	81	中央地区
匝瑳分団	1	1	3	6	36	47	匝瑳地区
豊栄分団	1	1	2	4	30	38	豊栄地区
吉田分団	1	1	2	4	30	38	吉田地区
飯高分団	1	1	2	4	30	38	飯高地区
豊和分団	1	1	3	6	36	47	豊和地区
椿海分団	1	1	4	8	40	54	椿海地区
平和分団	1	1	4	8	40	54	平和地区
共興分団	1	1	2	4	30	38	共興地区
須賀分団	1	1	2	4	30	38	須賀地区
野田分団	1	2	6	12	90	111	野田地区
栄分団	1	2	5	10	70	88	栄地区

匝瑳市消防委員会 席次表



匝瑳市消防委員会委員名簿

令和2年6月28日

職名	氏名	備考
第1号委員 [市議会議員]	市議会議員	林 明敏
	市議会議員	平山 政利
	市議会議員	椿 日出男
第2号委員 [消防関係者]	消防団長	秋山 忠史
	消防団副団長	及川 正義
	消防団副団長	宮崎 良喜
第3号委員 [学識経験者]	元消防団長	畔蒜 晴夫
	元消防団長	及川 重幸
	元消防団長	太田 康晴
	元消防団長	子安 馨
	元消防団長	鈴木 淳一
	前消防団長	石田 進康

(任期：令和4年6月27日)